

## 南三陸材利用促進事業費補助金交付要綱

南三陸材利用促進事業費補助金交付要綱（平成24年南三陸町告示第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 町は、森林整備の加速化と森林資源を活用した林業・木材産業に係る地域産業の再生を図るため、地元材を使用した木造住宅等を建設等する者に対し、予算の範囲内において南三陸材利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- （1） 「地元材」とは、合法的な手続を経て伐採された南三陸町産の丸太を加工した木材をいう。
- （2） 「木造住宅等」とは、構造耐力上主要な部分が木造である住宅、倉庫、事務所又は店舗等の建築物をいう。
- （3） 「建設等」とは、新築、増築又は改築することをいう。
- （4） 「町税等」とは、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。ただし、同一年度において既に補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付の対象としない。

- （1） 町内に木造住宅等の建設等を行うこと。
- （2） 木造住宅等を新築する場合にあつては、5立方メートル以上の地元材を使用し、木造住宅等を増築又は改築する場合にあつては、2立方メートル以上の地元材を使用すること。
- （3） 建築基準法（昭和25年法律第201号）における建築工事届の提出を済ませていること。
- （4） 町税等に滞納がないこと。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、使用した地元材の材積1立方メートルにつき5万円とし、50万円を上限とする。ただし、当該材積に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請及び交付決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、南三陸材利用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図及び矩形図
- (3) 使用木材における「木びろい表」（様式第2号）
- (4) 合法木材出荷証明書の写し又は伐採及び伐採後の造林計画の適合通知書の写し
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 建築工事届の写し
- (7) 町税等に滞納がないことを証する書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは様式第3号により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは様式第4号により、申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該通知を受けたのち、補助事業（この補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとする場合は、南三陸材利用促進事業費補助金変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、様式第6号により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、南三陸材利用促進事業費補助金事業実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 使用木材における「木びろい表」（様式第2号）
- (2) 木材の使用状況が確認できる主要構造部の写真及び完成写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、適当と認めたときは、その額を確定し、様式第8号により補助事業者に通知する。

（書類等の整備）

第9条 補助事業者は、補助事業に関する書類等を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

南三陸材利用促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

南三陸町長 様

住 所  
氏 名  
電 話 番 号

南三陸材利用促進事業費補助金を利用したいので、補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

建 築 場 所	南三陸町
建 築 物 概 要	新築 ・ 増築 ・ 改築
	住宅・店舗・事務・その他（ ）
交 付 申 請 額	円
建 物 完 成 予 定 日	年 月 日
木 材 使 用 量	木材の総使用材積 $m^3$ (A)
	地域材使用材積 $m^3$ (B)
	地域材使用割合 % (B/A)
施 工 業 者	名 称
	所在地
	担当者 (TEL)

※材積は小数点第1位を切り捨てて得た値とする。

《添付書類》

- ① 位置図
- ② 平面図、矩形図
- ③ 使用木材における「木びろい表」（計画）（様式第2号）
- ④ 合法木材出荷証明書の写し又は伐採及び伐採後の造林計画の適合通知書の写し
- ⑤ 工事請負契約書の写し

- ⑥ 建築工事届の写し
- ⑦ 町税等に滞納がないことを証する書類
- ⑧ その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条、第7条関係）

使用木材における「木びろい表」（計画・実績）

区分	名称		樹種	長さ (mm)	断面寸法(幅×厚み) (mm)	数量 (本・枚)	1本(枚)当たりの材積 (m <sup>3</sup> )	木材使用 総材積 (m <sup>3</sup> )	地元産材 材積 (m <sup>3</sup> )	
土台	土台	土台			×					
		火打土台			×					
					×					
軸組	柱	管柱			×					
					×					
					×					
					×					
					×					
		通し柱			×					
					×					
					×					
					×					
					×					
					×					
					×					
					×					
					×					
					×					
					×					
					×					
					×					
					×					
		間柱			×					
				×						
	筋交い			×						
				×						
	筋交不用構造用合板			×						
				×						
小屋組	棟木	棟木			×					
		隅木			×					
	母屋			×						
	垂木			×						
	小屋梁			×						
	小屋束			×						
	野地板 (構造用合板)			×						
				×						
床組	大引			×						
				×						
	根太	根太			×					
		根太掛			×					
	根太不用構造用合板			×						
				×						
	その他			×						
				×						
合 計								(A)	(B)	
地元材使用量										
地元材使用割合										

※1 1本当たりの材積、木材使用総材積、主要構造材は、小数点第3位を四捨五入してください。

※2 使用割合欄は、小数点第3位を四捨五入してください。

※3 上記以外の構造材は、その他の欄に名称を付して、各数量を記載してください。

様式第3号（第5条関係）

南三陸町指令第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった南三陸材利用促進事業費補助金については、下記の条件を付して、金 円を交付する。

年 月 日

南三陸町長



記

- 1 補助事業者は、次に掲げる場合には、あらかじめ南三陸材利用促進事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けること。
  - （1） 補助金の額を変更しようとする場合
  - （2） 補助事業の内容を変更しようとする場合
  - （3） 施工業者を変更しようとする場合
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けること。
- 3 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、直ちに町長に報告すること。

様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

南三陸町長



南三陸材利用促進事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました南三陸材利用促進事業費補助金の交付については、下記の理由により不交付とします。

記

様式第5号（第6条関係）

南三陸材利用促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

南三陸町長 様

住 所

氏 名

年 月 日付け南三陸町指令第 号で交付決定された南三陸材利用促進事業費補助金について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

1 変更内容

2 変更の理由

様式第6号（第6条関係）

南三陸町指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで変更承認申請のあった南三陸材利用促進事業費補助金については、下記のとおり承認する。

年 月 日

南三陸町長



記

変更内容

様式第7号（第7条関係）

南三陸材利用促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

南三陸町長 様

住 所

氏 名

年 月 日付け南三陸町指令第 号で交付決定の通知を受けた南三陸材利用促進事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

建 築 場 所	南三陸町			
建 築 物 概 要	新築 ・ 増築 ・ 改築			
	住宅 ・ 店舗 ・ 事務所 ・ その他 ( )			
交 付 決 定 額	円			
建 物 完 成 日	年 月 日			
木 材 使 用 実 績	木材の総使用材積		m <sup>3</sup> (A)	
	地域材使用材積		m <sup>3</sup> (B)	
	地域材使用割合		% (B/A)	
地 域 材 証 明 書	別紙書類のとおり			
振 込 先	金融機関		支 店 名	
	口座種別		口座番号	
	ふりがな 口座名義人			

《添付書類》

- ① 使用木材における「木びろい表」（様式第2号）

② 木材の使用状況が確認できる主要構造部の写真及び完成写真  
※材積は小数点第1位を切り捨てて得た値とする。

様式第8号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

南三陸町長



南三陸材利用促進事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け南三陸町指令第 号で交付決定し、  
年 月  
日付けで実績報告書の提出のあった 年度南三陸材利用促進事業  
費補助金については、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると  
認め、南三陸町補助金等交付規則第14条の規定により、その額を金  
円に確定します。